

カウンセリングセンターの利用について



相談したいときは

- 最寄のカウンセリングセンターに直接来室するか、電話でご予約ください（※センターの場所や連絡先は裏面です）。予約制ですが、空いていれば当日中に相談に応じます。
- 費用は一切かかりません。
- 相談に来たことや相談内容が他にもれることはありません。
- 月に一度専門医も相談に応じています。
- ご家族からの相談も受けています。



相談以外の利用について

- イベント：月に1回程、物づくりやアロマテラピーなど、季節にちなんだ様々なイベントを開催しています。日程や参加方法は、KGUポータルやポスターなどでお知らせします。
- 心理テスト：性格テストなどの心理テストを体験できます。自分のことを振り返り、自分を再発見してみませんか？
- 金沢八景キャンパスには、「ほっとスペース」が併設されています。昼食を食べたり、休憩時間に一人でゆっくり過ごせる静かな場所です。相談がない方も利用できるので、気軽にご利用ください。

横浜・金沢八景キャンパス

フォーサイト 21 B1F

〒236-8501
 横浜市金沢区六浦東 1-50-1
 国際文化学部 社会学部
 経済学部 理工学部
 建築・環境学部

☎ 045-786-7014



エテルニテ 1F

〒236-8503
 横浜市金沢区六浦東 1-50-1
 人間共生学部（共生デザイン学科） 栄養学部 教育学部
 看護学部

☎ 045-786-9863



横浜・関内キャンパス

4F

〒231-8328
 横浜市中区万代町 1-1-1
 経営学部 法学部
 人間共生学部（コミュニケーション学科）

☎ 045-232-4093



障がい学生のための
合理的配慮



関東学院大学 カウンセリングセンター

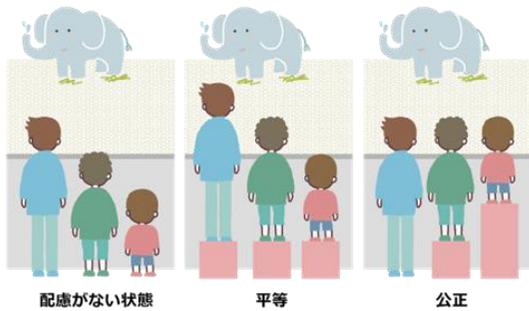
開室時間

月曜日～金曜日 9時～17時



合理的配慮

大学では、皆さんの状況に応じて修学上さまざまな学生支援が提供されています。障がいや疾患等により修学上困ったことがあるときに、本人の希望により合理的配慮を申請することができます。合理的配慮とは、障がいや疾患のある人が平等に教育・学修の場に参加する機会を保障するために、大学にとって過重な負担とならない範囲で、ルールや慣習を柔軟に変更していくことです。自身の状況や必要な配慮・支援について大学に伝えることで、学ぶ環境を整え修学の機会を保障することを目的としています。



出典：塩野義製薬株式会社ホームページ

上の絵をご覧ください。「配慮がない状態」では、象を見ることができない人がいます。しかし、全員に「平等」に箱（配慮）が与えられても、右側の人はまだ象を見ることができません。そして、右の絵のように全員が象を見れるように箱の数を調整した状態が「公正」な配慮の状態です。

カウンセリングセンターでは、発達障がいや精神障がいの影響で修学上困難を抱えている皆さんの困りごとを伺って、教職員と連携しながら、合理的配慮の申請を行うお手伝いをしています。

合理的配慮の対象となる例

合理的配慮の具体的な配慮内容は授業ごとに異なります。参考までに、これまでに本学で提供された主な合理的配慮の例をご紹介します。

● 修学上の配慮例 ●

- ・講義内容の録音許可
- ・耳栓やノイズキャンセリングイヤホンの使用許可
- ・板書や授業スライドの撮影許可
- ・座席指定の授業における座席位置の配慮
- ・授業資料（PDFやハンドアウト）等の提供
- ・体調不良時の服薬や途中退席
- ・レポート課題等の提出期限の延長（※延長できる期間は授業担当教員に確認）

一方、合理的配慮は、教育の目的・内容に関わる本質的な変更や成績評価基準の引き下げ、卒業要件の緩和を行うものではないため、次のような配慮の提供は原則として行っていません。

● 配慮の提供が難しい場合 ●

- ・欠席した授業は出席扱いにしてほしい
- ・授業の課題が多すぎるので、課題提出を免除してほしい
- ・実習(参加必須)に参加できないので、代替レポートで単位を認定してほしい
- ・テストで点数が取れなかったのは障がいの影響なので単位を認定してほしい

ただし、配慮の提供が難しい場合でも、教職員と学生との間で建設的対話を行い、代わりに提供可能な方法について検討します。

支援開始までの流れ（2025年4月現在）

相談 ↓	合理的配慮の手続きや配慮の申請内容について、相談窓口で確認を行います。
申請 ↓	本学所定の合理的配慮申請書※1及び根拠書類※2を提出いただきます。 *1 相談窓口及び本学ホームページにて配布 *2 医師の診断書や障害者手帳のコピー等
検討 ↓	申請内容をもとに大学で検討します。必要に応じて、学部と学生（本人）で配慮申請内容についての面談を行います。
支援開始 ↓	検討後、授業における配慮を提供する場合は、授業担当教員へ「授業配慮願い」を配付後、支援が開始されます。授業ごとの具体的な配慮内容は各授業担当教員と直接ご相談ください。さらに、期末試験における配慮も必要な場合は、なるべく早めに相談するようにしてください。
フォローアップ	定期的に面談を行い支援の確認や調整について話し合います。面談の頻度は学生の状況に応じて変わります。

- ・支援開始までにかかる時間：上記のプロセスにかかる時間はおよそ数週間～1か月です。また、授業担当教員への通知は履修登録決定後になります。
- ・継続の方：配慮申請は原則1年に1回程度更新が必要です。履修登録前にご相談ください。

●相談窓口●障がいの種類毎に相談窓口が設けられています。カウンセリングセンターは発達障がい、精神障がいの担当です。お気軽にご相談ください。

学生支援室 (総合案内)	カウンセリング センター	学院保健 センター
聴覚障がい その他の障害	発達障がい 精神障がい	身体障がい 病弱虚弱